



# けい そう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

冬ごもりの虫がはい出る、と言われる「啓蟄」を過ぎましたが、まだ寒さを感じる日が多いように思います。先日、毎年見事な花を見せてくれる、ある川沿いに生えているハクモクレンの花が咲き始めていました。今年は昨年より1週間くらい遅いように思いますが、遠くから見ても雪のように白い花が目立っています。そろそろ桃の花が咲き始めたようで、間もなく桜の季節も迎えることになりそうです。今年は少しでも花見が出来ればと思います。



今回はオリジナルの記事は、先頃一部改正・施行されました会社法の改正点と影響に関する記事・勝手に実態と異なる遺産分割がなされた場合などの是正方法とその際の注意点についての記事を取り上げました。それ以外の記事は今回はマーケティングに関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

## 会社法が一部改正され施行されました？改正点と影響は？

21.03.09 | オリジナルメルマガ

今年の3月1日からおととしに改正された会社法の改正部分が施行されました。率直に言って中小企業には影響がない部分が大半かと思われますが、その概略について触れておきます。



### ○改正の概要は？

今回の改正項目は①株主総会関係②取締役の役員報酬の決め方・補償制度・役員賠償責任保険を法律で定める③社外取締役関係④社債管理⑤新たなM&A・事業再編スキームとしての株式交付制度を設ける⑥株主代表訴訟における和解の際の監査役の同意⑦その他（一定の場合に現在は登記事項証明書で反映される代表取締役の住所記載の制限その他）が主なものです。

このうち、①については株主総会資料のペーパーレス化のためのウェブへの掲載でOKとする・株主総会における株主提案を招集通知書に記載請求をすることを会社が制限することができる議案数の制限になります。そもそも小さい会社ではオーナー株主やその一族のみが株主であることが多く（税法上の同族企業に限りません）、株主総会を行っていないことが多く、あまりピンと来ないかもしれません。

株主提案を株主総会の招集通知書に記載してもらうという話は主に上場している会社の話にはなるでしょうが、小さい会社であっても一定程度の割合の株式を持っている株主は特に株主間でのトラブルが起きた際に他の会社法上の手段とともに相手へのけん制としてこうした措置をとること自体はあります。改正の目的は濫用的な（嫌がらせ）請求を制限することにあります。

②は全ての株式に譲渡制限がかかっていない大会社の分類がされている等一定の会社では、個別の方の役員報酬等の決め方の方針を取締役会で決める・株式や新株予約権をもって報酬とする場合には、上場会社では払い込みをしなくてもいいという制度が設けられました。

多くの小さな会社では好ましくない方が株主にならないように全ての株式に譲渡制限を設けているかと思われますので、この制度の適用対象になることはないでしょう。オーナー株主が社長などとして役員報酬を決め、その他の利益が隠れた役員給与として給与所得として課税対象となるかどうか・法人税法の課題や役員報酬などとして損金不算入になるかなどが問題になることが多いかと思われます。ちなみに、オーナー社長とその一族以外の方が株主にいる場合でかつ譲渡制限がかかっている場合には、オーナー社長以外の株主は売却もままならないケースがありますので、注意が必要です。

最後の払い込みをしなくてもいい制度というのは、これまで相殺で対応していたものを（払い込み分と報酬請求分）正面から払い込み不要の制度を設けたことになります。

役員の補償制度は分かりにくい話ですが、取締役が投票無をするうえで負担した費用や損害を一定の条件の下で会社に請求できることをあらかじめ契約で取り決める制度が設けられたものです。小さな会社ではオーナー経営者と会社との境が薄いためあまり意味合いはありませんが、保証契約の内容や契約する場合の手続きなどを定めています。

役員微笑責任保険は既に保険会社が販売している商品もありますが、これを法律で契約締結の際にとるべき手続きを定めたものです。

③については一定の会社について社外取締役を設けることを義務付け、一定の場合に会社の業務を社外取締役に任せることができるようになりました。わかりにくいますが、会社の業務を行うとなると「社外の第三者」といえなくなるとされていた点を一部緩和したというものです。

④の話はここでは省略します。

## ○株式交付制度とは？

先ほど触れました⑤の話になります。この制度は、例えば株式会社Aと株式会社Bが存在し、AがBを買収しようとする場合に現金や借入を使ってお金を支払うというのではなく、Aの株式をBの株主に交付する代わりに、その株主からBの株式を譲り受ける制度です。これによって、BはAの子会社になります。

これまで同様の目的を達成する制度として「株式交換」という制度がありました。この場合には先ほどのAとBのケースでは、AはBのすべての株式を取得して100%子会社にする必要がありました。100%子会社ではないが子会社（経営支配権を握る程度の株式の取得）をしようと思う場合には、Aの株式を現物出資してBの株式の譲渡あるいは新株発行をしてもらう（法律上、「募集株式の募集など」といいます）必要がありました。手続きが面倒なうえに、評価の誤りがあった場合の法的な責任その他の問題がありました。

もちろん,株式交付制度と同様なやり方は個別の株主（先ほどのケースではBの株主）にAの株式と引き換えるに買い取るという方法もありますが,個別の同意が必要となります。オーナー社長の身が株主の場合にはそこまで面倒ではないでしょう。

今回の改正では,100%子会社までではないが子会社化したい・買収の金は現金ではなく自社株式を交付する形にしたいという場合の選択肢として,自社株式を相手先の株主に交付する形で株式の譲渡を受ける制度が設けられました。部分的な株式交換制度という位置づけで,株式交換と同様な規制（株主総会が必要・反対株主の株式買い取り請求権の存在など）が存在するなど極端に新しい制度というわけではありません。

あくまでも企業買収をやりやすくするためのオプションが一つ増えるという形になります。

## ○その他

株主代表訴訟（責任追及等の訴え）も小さな会社では株主間で利害対立があり,オーナー経営者と対立し損害を受けた側（前提として任務懈怠と呼ばれる義務違反が必要）の対応手段となりうる面がありますが,あまり活用はされていないように思われます。会社が和解するうえでの手続きについて監査役がいればその同意を必要とされました。

その他情報開示手続きが充実化され,特に中小企業でも少数株主を株式併合（簡単に言えば株式の単位をまとめる（10株を1株とする,この場合9株以下は端数しかなくなるとともに,端数となった方にはお金を支払って株主から外すことができる制度）の際の事前開示などが充実化されました。先ほどの株式併合の場合には限られますが,中小企業であっても面倒な少数株主を追い出すために活用される可能性もありますので,全く縁遠いわけではありません。

その他登記事項証明書での閲覧制限はいわゆるDVなどが問題になるケースでの制限になります。その他登記の関係での改正も存在します。

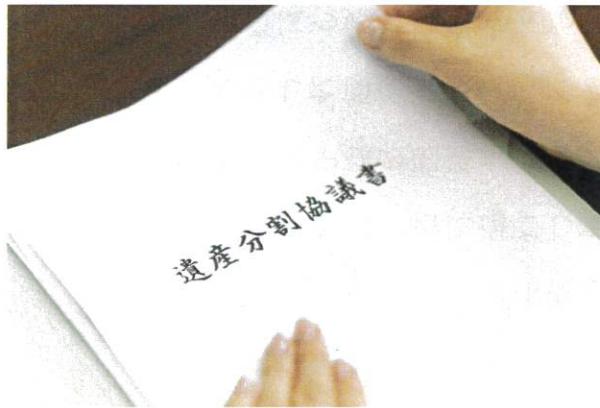
このように中小企業には縁遠いものが多いものの全く関係ないわけではなく,士業などには活用できる制度提案の種類が増える側面もあります。

## 勝手に実態と異なる遺産分割がなされた場合などの是正方法とその際の注意点とは？

21.03.08 | オリジナルメルマガ

相続人の一人を抜いて遺産分割協議をした場合は遺産分割協議は無効です。実際は相続人の一部が遺産分割協議書に署名や押印をしていないのに勝手に署名と押印がなされていた場合には、私文書偽造などの犯罪に該当しますが、気づかず登記などがなされることもあります。また、相続人と思っていた例えは亡くなつた方の配偶者が実は婚姻が無効であった場合にも実態とは異なる遺産分割協議がなされていることになります。

このような実態を反映していない・異なる内容で遺産分割協議がなされた場合、その後どういった是正手続きをすることになるのでしょうか。その注意点とともに触れていきます。



### ○相続人の一人を抜いて遺産分割協議をした場合は？

この場合遺産分割協議は無効ですから、相続に関する登記は抹消その他やり直しを求めることができます。ここでは相続分の侵害がなされているのでその回復を求めることがあります。法律を見ると、権利行使の期間制限しか定められていない「相続回復請求権」というものが存在します。この権利自体はまさしく、表面上相続人には見えるが実際には相続人ではない方・そこまで相続分はないのにあるかのように見える他の相続人による相続分侵害からの救済を求める権利になります。

この規定にある期間制限を受けてしまうと、期間経過後には救済を求められなくなるので、期間制限を受けるのがどういった場合であるのかは重要な話になります。法律上は、侵害された状況を知ってから5年・相続開始から20年経過した場合であると定めています。このうち前者は裁判を起こすなどした場合にリセットが可能な時効と呼ばれるものです。

### ○相続回復請求の機関制限にかかる場合は？

相続分侵害がなされていることをわかりながら長期間放置するということはそこまではないでしょうけれども、簡単に期間制限にかかってしまうと人間関係もあって時間が経過した場合には大変なことになります。先ほどのケースにもあるように書類を偽造したようなケースまで期間制限を設けるのは妥当ではないだろうということもあります。実際には期間制限を使うことができる場合は裁判例上相当限られています。結論から言えば、自らに実際はそこまで相続分がないことを知らず（そこまで相続分があると信じ）・そのこ

とに合理的な理由があった場合にのみ期間制限による恩恵を受けることができるとするものです。こうした誤信と合理的な理由は,侵害となる事実（先ほどの話では遺産分割協議書作成の時点）で存在する必要があります。また,誤信と合理的な理由の存在は期間制限の利益を主張する側（先ほどのケースでは遺産分割協議書を作成し,侵害をしているとされている側）が証明をする必要があります。実際には合理的理由は客観的な事情から言えるため,こちらの立証が重要でかつハードルは相当に高いものになります。

ただし,遺産に含まれる土地建物を実際には相続人ではなかった人物（先ほどの配偶者で婚姻が実際は無効であった場合）が取得し,住んでいる場合に,先ほどの話とは別に時効で土地建物を取得したという反論を受ける可能性は十分あります。これは,権利があるという信頼がなく,信頼に正当な理由がなくとも20年間居住その他で支配をしていると時効によって所有権などを取得できるという法律の規定があるためです。最高裁の判例ではこのことを認めたもの自体はないものの,多くの見解が肯定をしているところです。

#### ○相続分侵害をした人が第三者に土地・建物を譲り渡したときは?

また,相続分侵害をしている方が別の方に土地や建物を譲渡した場合に,既に登記も経ていて実際の権利者であるという印象を与えることもあります。きちんと調査をしても実際の権利者であるとされる場合（先ほどのケースでの婚姻が無効あるいは遺産分割協議書が無効というのは他の方は容易に知ることができない事情と思われます）には,法律上実際の権利者から譲渡を受けた（売買で買い取りをした）と信頼している方を保護する法律の規定が存在します（厳密には類推適用という似た場合であると考えるもの）。このことの意味はその方の信頼を保護することで,実際の権利がある方の請求を阻む（引き渡しや登記を移すことを拒むことができる）ことを可能とするものです。

したがって,直接の相手方について期間制限を使える場合が少ないといつても,完全に救済を図ることができない場合がある点には注意が必要です。もちろん,偽造であったといえるのかどうか（相続分の侵害がある）という証拠があるといえるかどうかという問題もあります。うっかり署名や押印をしたという場合にはそもそも相続分侵害があるといえるのかという話しもありますので,当時どうであったのかをきちんと整理しておく必要があるでしょう。

## 広告で『炎上』を起こさないためにできることとは

21.03.09 | ビジネス【マーケティング】



インターネット上で、不適切な発言や不祥事などが発覚する

と、批判や非難が殺到して、いわゆる『炎上』状態になることがあります。

これらは必ずしも正当な批判ではありませんが、特定の層への配慮が足りなかったり、言葉選びを誤ったりした結果、せっかく作った広告やキャンペーンが中止になってしまうことも起こり得ます。なるべくなら事前に防ぎたいところです。

炎上を起こさないためには、どんなことに気をつければよいのでしょうか。

実例を出しながら解説していきます。



過去に炎上した広告やキャンペーン

企業のマーケティング担当者は、広告やキャンペーンを立案して、発表するまでの間に、その成果物が本当に消費者の心をつかめるのかを考えなくてはいけません。

それに加えて、最近では批判やクレームの的にならないかをしっかりと精査する必要も出てきました。

炎上した広告に関しては、企業側が意図的に炎上させようとしているわけではなく、結果的に炎上してしまったものがほとんどです。

とはいっても、過去には人種差別や性差別を想起させるものや、個人の性的指向を揶揄しているもの、文化を盗用しているものなどが炎上してしまうケースが何度もありました。

そうしたものは、広告やキャンペーンでは一番に避けなければならず、広報担当者には、慎重な姿勢が求められます。

2020年には、東洋水産の『マルちゃん正麺』のPR漫画が炎上しました。

漫画では、母親の留守中に子供と父親がインスタントラーメンを作つて食べ、家に帰ってきた母親が食べ終わつた食器を洗うというものでした。

父親が食器を洗わず、母親が食器を洗う描写が物議を醸し、炎上に発展。

擁護意見などもあったものの、東洋水産は対応を迫られました。

漫画では、父親も母親の隣で皿を拭いている描写があり、夫婦で家事を行つているという表現も提示されてしまつたが、結果的には家事を“手伝う”男性と、家事をして“当たり前”的な女性という構図があるように見えてしまい、「男女差別」「不快だ」という批判が集まつてしまつたのです。

このような性役割に関する偏見を指摘する炎上のほかに、海外では人種差別的な偏見を含んだ広告が炎上することもあります。

2017年にアメリカの日用品メーカー、ユニリーバが発表した『ダヴ』のCMは、黒人女性がシャツを脱ぐと白人女性に変わるというものでした。

この内容に批判が殺到し、ユニリーバは謝罪しました。

ほかにも、時代錯誤だったり、偏った思想が表現されてたり、モラルが欠如していたりすると解釈された広告やキャンペーンが、これまでいくつも炎上してきました。

### 差別的な表現がないかチェックを

企業側は、炎上を防ぐためにも、できるだけ差別と受け取られかねない表現は避ける必要があります。

1980年代にアメリカで生まれた『ポリティカル・コレクトネス』は、性別や人種、民族や宗教などに関する偏見や差別を防ぐために、公正で中立的な表現をするという概念です。

いまや、人種や民族のグローバル化の波に乗つて、世界中で広がりを見せています。

たとえば、職業名では、性別を限定するようなものは避けられるようになりました。

看護婦は看護師、保母は保育士、スクワードはキャビンアテンダントと、性別を限定しない名称で呼ばれるのが一般的になりました。

広告やキャンペーンを展開する上でもそれらの配慮が必要で、ビジネスマンであればビジネスパーソン、カーメラマンであればフォトグラファーなどに言い替えたほうがよいとされています。

また、彼や彼女、私や僕などの代名詞も、特定のシチュエーションにはそぐわない場合があるので、注意しておきましょう。

もし、センシティブな内容が含まれていると思われる広告やキャンペーンを打つ場合は、企画段階から自社内で問題ないかをよく精査し、場合によっては第三者機関などにチェックしてもらってもよいでしょう。

そして、万が一炎上してしまつた場合の対応策なども決めておく必要があります。

どのようなタイミングや方法で謝罪するのかをコンサルタントや専門家などとも相談しながら、想定を深め

ておけば、炎上した際も冷静に対処することができます。

SNSで炎上した案件を詳しく見てみると、実は批判的だったり、攻撃的だったりするコメントは、少數の人が大量に書き込んでいたということも多いそうです。

しかし、メディアなどで取り上げられることによって、炎上が広がり、収拾がつかない自体に発展することも少なくありません。

万が一のことではありますが、自分たちの広告やキャンペーンが批判の対象になってしまいういうケースを想定し、予防策を講じながら、慎重に展開していくことが大切です。

※本記事の記載内容は、2021年3月現在の法令・情報等に基づいています。